

# 鹿児島市建設コンサルタント業務等最低制限価格制度の運用について

建設コンサルタント業務等における最低制限価格制度の運用については、鹿児島市建設コンサルタント業務等最低制限価格制度実施要領に定めるもののほか、下記のとおり行うものとします。

## 記

### 1 対象業務

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係の建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係の建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務

### 2 最低制限価格〔税抜き〕の算出

#### (1) 制限割合

制限割合は次のとおりとする。

- ① 地質調査業務以外の業務 10分の8
- ② 地質調査業務 10分の8.5

#### (2) 最低制限価格〔税抜き〕の算出

最低制限価格〔税抜き〕は、予定価格〔税抜き〕に制限割合を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額とする。

### 3 実施時期

平成27年4月1日以降の指名競争入札の指名通知に係る業務から適用する。